

高齢者虐待防止・養護者支援法

成立

「虐待」には、身体的虐待、ネグレクト（介護を必要とする高齢者を放置・放任する）、経済的虐待（本人に無断で金銭を使用する）などのほか、侮辱的な言葉や威圧的態度による心理的虐待など幅広く、加害者意識が薄いのが特徴です。

特に、高齢者の虐待事例は、これまで家庭内や施設内の密室で起こっているため、そのほとんどが発見されにくいという実態があると言われています。

また、虐待を受けている高齢者本人も事実を訴えにくいなどのことから、なかなか表面化しない現状もあり、事前に虐待を防ぐことの難しさが浮き彫りになっていました。

これまで福祉や医療の関係者と警察等が連携し、虐待防止のネットワークを構築する、あるいは高齢者虐待防止条例の制定や、虐待専門の相談センターの開設等に取り組む自治体もありましたが、十一月一日に虐待の通報義務や虐待を受けた高齢者の保護規定等を盛り込んだ、「高齢者虐待防止・養護者支援法」が成立しました。（施行は平成十八年四月一日）

この法律では、高齢者虐待の定

義を①身体に外傷が生じる恐れのある暴行、②衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、③著しい暴言等による心理的外傷、④財産の不当な処分等を明記し、さらに既に法制度化されている児童虐待防止法やDV防止法と共に、生命や身体への危険性が認められた場合には、迅速に保護をしなければならぬとしています。

また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合（施設職員も含む）は、速やかに通報することを義務付け、一方で、施設内で虐待を起こした職員については、それを理由として解雇等の不利益な取り扱いをしないこと、としています。

介護疲れなどで虐待加害者になりやすい家族への支援としては、市町村が相談や助言を行い、さらには短期間の入所をさせる居室の確保を義務付ける内容となっています。

なお、本法律における高齢者虐待は、老人福祉法や介護保険法に規定される介護施設や居宅介護サービスを対象としているため、関係者からは医療系の療養型施設が対象外となっていることに疑問の声もあがっています。（企画課）

孤立しない、生きがいを持つ地域づくり

日常生活圏域活動実践交流会から

去る十一月十七日、「日常生活圏域活動実践交流会」を約百五十名の参加を得て開催いたしました。この集会は、身近な地域で活動を行う方々が、その活動の工夫や課題を交流しあうために毎年開催しているものです。

全体会では、シンポジストが「自治会活動を背景にした地域福祉推進の取り組み」、「制度や地域社会との関係が持ちづらい外国籍住民の課題」、「水害や震災に見舞われた新潟県の福祉コミュニティの再生に向けた取り組み」を発表しました。コーディネーターを務めたルーテル学院大学学長の市川一宏氏は、「住民相互の関わりが希薄化し、閉じこもりや孤立が課題となっている。地域にそういう方が憩える止まり木のような場が必要」と訴えました。

その後は、「身近な地域での支えあい」、「当事者や家族の思いを支える」、「災害時に障害者や高齢者を支える」をテーマにした三分科会に分かれました。

孤立の象徴的な例とも考えられる「ひきこもりがちな若者」への支援を行う「アンガージュマンよこすか」の事例報告では、「若者達の生きていく場所にと、活動の拠

点を商店街においている」という話があり、働くことで自らの尊厳を保ち、人間関係を築ける場をつくっていく実践が参加者の共感を得ました。

集会の名称にある「日常生活圏域活動」とは、「日々の暮らしの場」における活動が大切という理念に根ざしています。人の輪の中で、孤立せずに尊厳を持って、いきいきと暮らす。年齢を重ねても、国籍が違っても、障害を持っても、

様々な実践事例の報告や意見交換により、あらためて、地域福祉の目指すべきものが確認できました。

（地域活動支援課）



全体会のシンポジウムの様子